

**第5次八戸市男女共同参画基本計画 令和4年度進捗状況に対する
事前質問・意見一覧表**

○施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

No.	内 容	担当課
1	<p>【P8】事業No.4 図書のテーマ展示 男女共同参画週間や月間に展示した関連図書の貸出冊数について、お伺いしたいです。</p> <p>【回答】 テーマ展示ごとの貸出冊数の集計はシステム上不可能なため、男女共同参画をテーマとした貸出冊数は不明です。 実施状況は次のとおりです。 展示期間：6/15～7/18・タイトル「男女共同参画」を知る」 展示冊数：302冊（児童書43冊・一般259冊）</p>	図書館
2	<p>【P9】事業No.6 苦情処理委員会の設置 これまで市の施策についての苦情の申出がないという「八戸市男女共同参画苦情処理委員会」について。苦情等の内容によっては担当部署に繋ぐということになっているが、これまでに、他の部署に繋ぐなど委員会設置の必要はなかったが、苦情が寄せられたことが過去にあるのか？ないのか？また、担当部署として、これまでのゼロ苦情の結果は、苦情が全くない結果と捉えているのか？それとも市民等が苦情を寄せる方法等を知らないだけかもしれない…など、部署内で何かしら検討されたことがあるのか？を教えてください。</p> <p>【回答】 当課ではこれまで、電話や市ホームページからの問合せ、市長への手紙等により、ご意見やご質問、ご相談をいただいた実績があります。 その主な内容は、国の政策等に関するご本人の見解や意見、市の取組に関する問合せ、個人的な相談等であり、都度、当課からの説明や関係課・関係機関への案内などで対応しております。 苦情処理委員会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情に対応するために設置し、これまで苦情申出書が提出された実績はありませんが、それをもって苦情が全くないものとは考えておらず、常に発生する可能性があるものと認識しております。 当課といたしましては、今後も苦情処理委員会のしくみについて周知しながら、ご意見やご質問、ご相談等に適切な対応を行い、当審議会からいただいたご意見も反映した上で各種施策を展開してまいりたいと考えております。</p>	市民連携推進課

No.	内 容	担当課
3	<p>【P9】事業No.6 苦情処理委員会の設置</p> <p>苦情対応では平成29年度から苦情・開催実績がないことは大変良いことではあるが、軽微な事項でも発言しやすいように、周知の仕方等について見直しをしても良いのではないか。</p>	市民連携推進課
	<p>【回答】</p> <p>苦情処理委員会の設置概要や苦情等対応のしくみ（相談先、対応フロー等）については、市ホームページへの掲載により周知しておりますが、掲載内容等の見直しや紙媒体等での周知について、今後検討してまいります。</p>	

○施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

No.	内 容	担当課
4	<p>【P3】重要業績評価指標 市男性職員の育児休業取得率</p> <p>【P26】事業No.36 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進</p> <p>市男性職員の育児休業取得率について、これまでの実績は軽微な増加にとどまっていたが、R8の数値30%はこれまでに比べ倍増の数値である。この根拠はどのようなところからか？</p>	人事課
	<p>【回答】</p> <p>国の第5次男女共同参画基本計画において「地方公務員の男性の育児休業取得率」の目標値が2025年までに30%と設定されていることを踏まえ、当市においても育児休業等を取得しやすい職場環境の整備と、男性職員の積極的な育児参加を促進するため当該数値に設定したものです。</p>	

○施策の基本方向Ⅲ 安心安全に暮らせる社会づくり

意見等なし